

株式会社should be
有料職業紹介事業許可番号 / 12-ユ-301306

返戻金制度について

求職者が、入職日より90日未満の期間内に求人者を自己都合により退職した場合、又は求職者の責に基づく事由により解雇された場合(法的に正当な理由が認められる解雇に限る。)は、当社は求人者に対し、紹介料のうち、丙の勤続月数に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする(振込手数料は当社の負担とする。)。また求人者は、求職者の退職から30日以内に退職した旨を当社に伝えるものとし、求職者の退職から30日を超えた後に当社が連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

- ・7日未満に退職 100%返金
- ・7日以上30日未満に退職.....50%返金
- ・30日以上90日未満に退職.....20%返金
- ・90日以上に退職 0%返金

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上

株式会社should be
有料職業紹介事業許可番号 / 12-ユ-301306